

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更(企画課)

青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による指定検査機関  
の事務所の所在地の変更(県民生活課)

県営土地改良事業計画の変更(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

公共測量の終了(管理課)

電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路課)

都市計画の変更(四件)(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部の完了(〃)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 雑 報 平成十年度第一回理容師実地試験等の実施(県民生活課)

◇ 正 誤 平成十年三月三日付鳥取県公報第六千九百五十六号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十二号

鳥取県土地利用基本計画を平成十年三月二十日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中大栄町の都市地域並びに米子市、名和町、大山町、岸本町、会見町、西伯町、溝口町及び江府町の森林地域並びに鹿野町の自然保全地域に係る部分を次のとおり変更する。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課及び関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第二百四十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定番号 | 種 別            | 図 書 類                               |                   | 発行記号等                    | 表示された発行所名 |
|------|----------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------|
|      |                | 題 名 及 び 号 数                         | 発行記号等             |                          |           |
| 5917 | 雑誌その他の<br>の刊行物 | テラバックス<br>NOVEMBER No.144           | 雑誌<br>16487-11    | 英知出版                     |           |
| 5918 | 〃              | スパーサー<br>1997 12月号                  | 雑誌コード<br>03365-12 | コアマガジン                   |           |
| 5919 | 〃              | ストリート・シユガー<br>1998 1 VOL.171        | 雑誌<br>04167-01    | 株式会社<br>サン出版             |           |
| 5920 | 〃              | アツアツル通信<br>'97 11月号                 | 雑誌<br>01559-11    | 三和出版<br>株式会社             |           |
| 5921 | 〃              | ジャンクショッパ<br>VOL.6 11月号              | 雑誌コード<br>05109-11 | 株式会社<br>心交社              |           |
| 5922 | 〃              | MAG-WOW vol.1<br>制服コレクションDIVA12月号増刊 | 雑誌コード<br>05566-12 | 株式会社<br>晋遊舎              |           |
| 5923 | 〃              | ゼックスピシ<br>No.55 11月号                | 雑誌コード<br>14443-11 | 株式会社<br>ダイアテリス           |           |
| 5924 | 〃              | 放課後クアラア<br>ザ・トップMAGAZINE11月号増刊      | 雑誌<br>14008-11/19 | 株式会社<br>ダイアテリス           |           |
| 5925 | 〃              | オクイノ<br>1998.1 VOL.23               | 雑誌<br>12137-1     | 株式会社<br>東京三世社            |           |
| 5926 | 〃              | オレシンジ通信<br>1998 1月号                 | 雑誌コード<br>02189-1  | 株式会社<br>東京三世社            |           |
| 5927 | 〃              | 熱写ボーイ<br>1998 1月号                   | 雑誌コード<br>07055-1  | 株式会社<br>東京三世社            |           |
| 5928 | 〃              | 熱写ボーイジュニア<br>1998.1. VOL.16         | 雑誌コード<br>07056-1  | 株式会社<br>東京三世社            |           |
| 5929 | 〃              | カメラ天国1月号<br>コミックボーイ11月増刊号           | 雑誌<br>13724-1     | 株式会社<br>日本出版社            |           |
| 5930 | 〃              | サブジビ<br>1998.1 vol.16               | 雑誌<br>07824-1     | 株式会社<br>日本出版社            |           |
| 5931 | 〃              | 制服熱写グラフィテ<br>危ない愛告白10月増刊号           | 雑誌<br>11590-10    | 株式会社<br>ビオ出版             |           |
| 5932 | 〃              | マガジン・ウネ<br>1月号 No.68                | 雑誌<br>00397-01    | 株式会社<br>マガジ・マガジ          |           |
| 5933 | 〃              | 劇画コマンダー<br>4月号 VOL.152              | 雑誌<br>13625-4     | 黒田出版<br>興文社              |           |
| 5934 | 〃              | 漫画エロトラブ<br>4月号 No.162               | 雑誌<br>18323-4     | 株式会社<br>蒼竜社              |           |
| 5935 | 〃              | 漫画ラブトピアスペシャル<br>4月号                 | 雑誌<br>18349-4     | 株式会社<br>蒼竜社              |           |
| 5936 | 録画テープ          | 超新星                                 | NF-002            | エス・<br>フロダクシヨソ           |           |
| 5937 | 〃              | ありすの時間                              | 福の九               | 株式会社<br>CENTULY<br>MEDIA |           |
| 5938 | 〃              | スキだらけの天使                            | CM-049            | 株式会社<br>CENTULY<br>MEDIA |           |

鳥取県告示第二百四十四号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十四条第二項の規定に基づき、次のとおり指定検査機関から主たる事務所及び食鳥検査を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定検査機関の名称

財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

二 主たる事務所及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

変更前 東伯郡赤碓町大字松谷五一

変更後 西伯郡名和町大字小竹二二九一七

三 変更しようとする年月日

平成十年四月一日

四 変更の理由

事務所の移転

鳥取県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業会見地区農道整備、農業用排水及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年四月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業会見第二地区農道整備、農業用排水、暗きょ排水及び客土）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年四月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、西伯町役場、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦

覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第二百四十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業小波地区農業用排水）を平成十年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百四十八号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（福部村公共下水道事業平面図作成 縮尺五百分の一）
- 二 作業地域 岩美郡福部村大字湯山地区
- 三 終了年月日 平成十年二月十七日

**鳥取県告示第二百四十九号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路及び道路の部分の部分を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間  | 指定の部分      |
|-------|------|--|------------|
| 一般国道  | 一八〇号 | 米子市糺町一丁目一六〇地先から同市富士見町一丁目一地先まで<br>米子市富士見町一丁目一地先から同市富士見町二丁目一五二地先まで | 上り線<br>上下線 |

**鳥取県告示第二百五十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路三・五・三号堀越覚寺線、三・五・八号滝山桜谷線（変更前卯垣桜谷線）
- 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・五・三号堀越覚寺線  
変更する部分

鳥取市松並町二丁目及び松並町二丁目

2 三・五・八号滝山桜谷線

追加する部分

鳥取市卯垣字ギツトリ、滝山字坂ノ谷及び字山川向並びに卯垣五丁目

変更する部分

鳥取市岩倉字尺山、字坂谷、字井後、字柏木及び字上樋掛並びに岩美郡国府町  
分上二丁目及び分上四丁目

削除する部分

鳥取市卯垣二丁目、卯垣四丁目並びに卯垣字上河田及び字下沢

**鳥取県告示第二百五十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告  
示する。

当該都市計画の図書及び当該都市計画に係る環境影響評価書は、鳥取県土木部都市計  
画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路一・三・一号東伯淀江線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡東伯町大字槻下字下宮尻、字下松尾、字神楽谷、字御立、字鎗免、字千

賀助、字東松尾、字小垣、字東神楽谷、字西神楽谷、字石橋、字上薬師、字明ヶ

平及び字西山、大字中尾字徳三垣、字舞ノ免、字下野際、字下ノ谷及び字荒木田、

大字上伊勢字神子田、字東松山及び字西松山、大字浦安字伊勢分及び字元伊勢、

大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、

字井尻、字水尻、字上白山、字一本木、字東中江、字針屋垣、字西中江、字中河

原、字大河原、字神明田、字野露及び字下滝峯平ル、大字田越字井岡地頭、字井

岡地東峯、字五輪谷、字井岡地中ゾネ、字新三林、字長田平ラ、字樹市、字西樹

市、字大エゴ、字吹上げ及び字岩屋峯、大字笠見字東神楽平ラ、字下枝谷口、字

東神楽、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽及び字御木山並

びに大字八橋字鏡鑄谷頭、字久蔵谷、字久蔵峯、字久蔵峯北、字竜王頭、字荒島

字喰谷、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字中嶋田、字上栗子、

字栗子ノ南、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字北三本松及び西

丸山

**鳥取県告示第二百五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告  
示する。

当該都市計画の図書及び当該都市計画のうち一・三・一号東伯淀江線に係る環境影響  
評価書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に  
供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路一・三・一号東伯淀江線、三・五・五号線梅田金屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・三・一号東伯淀江線

追加する部分

東伯郡赤崎町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字野畑尻、字笹尾西峯、字笹尾谷、字京免、字漆原野、字上漆原、字二夕磴、字狐谷野及び字二夕石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷東平、字杉谷頭東平、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字杉谷、字北田、字屋敷、字堂ノ前、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤崎字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字山ノ内、字西高野西、字小谷西、字才ノ木納屋田ノ上、字才ノ木細道ノ東、字才ノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字屋敷、字智光寺田及び字溝マタゲ、大字八幡字前原、字東木ノ下、字下荒堀、字西木ノ下、字上荒堀、字豆尻、字清元田、字免垣、字王神ノ上、字東仲田、字西仲田、字八幡ノ後口、字上公文給及び字芝原、大字光字壺本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字長谷口東平、字中瀧ノ下、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字麓津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ヶ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字菅峯、字西ノ谷奥、字西谷、字西谷西平及び字六ツ塚並びに西伯郡中山町八重字菅屋ノ峯、字菅尾、字中峯、字大和塚、字七郎塚及び字広田、柴田字六塚原、樋口字西野末、字呉和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字前河原、字河原、字地堂平、字陣場之谷、字山田平、字山田及び字中峯、潮音寺字山田之向、赤坂字上中峯、下甲字退休原及び字小松谷渡瀬ノ南、住吉字平野及び字平野、殿河内字若屋ノ前、字ススシバ、字出口、字瀧ノ下、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市字要害ノ峯、字林ノ峯東通、字大平ル、字下開、字上開、字築地ノ峯東通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田及び字西奥田

2 三・五・五号梅田金屋線

追加する部分

西伯郡中山町柴田字六塚原、字野新畑西南、字内新田及び字下沢尻並びに田中字西上野口、字川上、字林ノ原、字釵畑、字金屋西、字屋敷下通及び字釵野

鳥取県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書及び当該都市計画のうち一・三・二号東伯淀江線に係る環境影響評価書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目三二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路一・三・一号淀江米子線、一・三・二号東伯淀江線、三・五・一号今津福岡線（変更前三・五・一号今津線）、三・五・六号名和西坪線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・三・一号淀江米子線

削除する部分

西伯郡大山町安原字北尾境、字溝尻、字孫市、字寺内境、字朝引、字坊川、字的場、字大垣及び字細道並びに西伯郡淀江町大字福岡字寺田、字倉常、字学堂、字隅田、字新地造、字分田及び字鯖田並びに大字今津字上谷、字八反田及び字塚田

2 一・三・二号東伯淀江線

追加する部分

西伯郡名和町大字豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字古屋敷、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、大字倉谷字荒田、字新座林、字原屋敷、字外林、字引地、字上中田、字西中田、字牛前平、字代古屋、字客ノ前及び字東谷平、大字小竹字東谷平ら、字上鷹ノ尾、字西鷹ノ尾、字仁藏兵衛、字繩手ノ下、字上宮尾平ら、字下宮尾平ら、字上宮尾及び字下西谷平ら、大字東坪字上八幡田、字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字東大ヨゴ及び字中林、大字西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ヶ峯、字上馬駄ヶ峯及び字上高尾原、大字名和字下大狼谷、字中畝、字大谷、字中疇、字上菖蒲谷、字小谷、字西菖蒲谷、字五輪ノ東下、字東八重谷、字西八重谷、字小三林、字衣裳谷、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、大字加茂字飛田、大字門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字鎮守山、字菖蒲田、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、大字古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金藏ヶ平ル及び字前決、大字茶畑字二反田平、字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣並びに大字押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田、字上ノ田及び字上ノ田地先並びに西伯郡大山町所子、字押平道ノ上、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小沢及び字向神田、清原字中千万、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字綿打原、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文珠ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字山下、字細道、字北尾境、字溝尻、字孫市、字寺内境、字朝引、字坊川、字太田及び字的場並びに西伯郡淀江町大字福岡字鯖田、字分田、字隅田、字新地造、字字堂、字倉堂及び字寺田

3 三・五・一号今津福岡線

追加する部分

4 三・五・六号名和西坪線

追加する部分

西伯郡淀江町大字今津字塚田、字八反田及び字上谷並びに大字福岡字鯖田並びに西伯郡大山町安原字大垣、字的場、字朝引、字寺内境、字溝尻及び字北尾境

西伯郡名和町大字西坪字矢ヶ坪、字原口、字下原口及び字吹上、大字名和西菖蒲谷、字池田ノ上、字下菖蒲谷及び字池田疇並びに大字御来屋字上平林、字上野中平、字上住環端、字東向坂、字西向松、字下住環端、字中野中平及び字東大草松

鳥取県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線及び三・四・十八号米

子駅目久美町線

三 事業施行期間

平成七年十月十七日から平成十年三月三十一日まで

（変更前 平成七年十月十七日から平成十四年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

日吉津村

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 日吉津村公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年二月八日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前 昭和六十年二月八日から平成十一年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 西伯郡日吉津村大字今吉

変更する部分 西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百五十六号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部が完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定により、次の

とおり告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 公共下水道の名称           |      | 内容    |  | 区 域   | 工事の完了の日    |
|--------------------|------|-------|--|---|------------|
| 八東町特定環境<br>保全公共下水道 | 幹線管渠 | 終末処理場 | 八頭郡八東町大字徳丸字前田の一部   | 八頭郡八東町大字北山字林崎及び字下林崎、大字重枝字藪ノ下、字前田及び字西開地並びに大字徳丸字向高下、字谷川土居、字六反畑、字中土居、字荒神ノ元、字向イ田、字中前田及び字岸ノ前の各一部 | 平成十年三月三十一日 |
| 若桜町特定環境<br>保全公共下水道 | 幹線管渠 | 終末処理場 | 八頭郡若桜町大字若桜字下河原、字坂谷前、字蓮道前、字円徳、字大石、字馬橋、字坂川、字隅田、字下町、字権現シマ及び古海橋ノ本の各一部                  | 八頭郡若桜町大字赤松字大河原の一部   | 平成十年三月三十一日 |
| 日野町特定環境<br>保全公共下水道 | 幹線管渠 | 終末処理場 | 日野郡日野町舟場字薬師堂ノマエ、字竹ノソヘ、字夏河原尻仲田通り、字宮ノ下モ道下タフケ田、字ヨコヤノマエ、字門田道ノ上ミ、字寺中、字間地殿ノ前及び字横小路ノ前の各一部 | 日野郡日野町舟場字下ケ市の一部   | 平成十年三月三十一日 |
| 溝口町特定環境<br>保全公共下水道 | 幹線管渠 | 終末処理場 | 日野郡溝口町溝口字川下上ミ、字河下、字澤田、字東屋敷上ミ、字東屋敷下モ及び字矢ノ尻、大江字出口大道ノ上、字中通、字向河下及び字河下並びに上野字河下の各一部      | 日野郡溝口町上野字河下の一部  | 平成十年三月三十一日 |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 肇

|        |                                |          |          |                   |                 |
|--------|--------------------------------|----------|----------|-------------------|-----------------|
| 申請者    | 氏名                             | 京楽産業株式会社 | 住所       | 名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8 |                 |
|        | 住所                             | 京楽産業株式会社 |          | 名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8 |                 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分                         | 型式名      | 製造業者名    | 検定番号              | 有効期間            |
|        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | CR柔キッズ   | 京楽産業株式会社 | 800032            | 平成10年3月31日から3年間 |
| 〃      | 〃                              | 柔キッズ3    | 〃        | 800056            | 〃               |

|        |                                |              |           |                  |                 |
|--------|--------------------------------|--------------|-----------|------------------|-----------------|
| 申請者    | 氏名                             | 株式会社三洋物産     | 住所        | 名古屋市千種区今池三丁目9-21 |                 |
|        | 住所                             | 株式会社三洋物産     |           | 名古屋市千種区今池三丁目9-21 |                 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分                         | 型式名          | 製造業者名     | 検定番号             | 有効期間            |
|        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | ガリ勉君S5       | 株式会社三洋物産  | 800011           | 平成10年3月31日から3年間 |
| 申請者    | 氏名                             | 株式会社ニユーギン    | 住所        | 名古屋市中村区鳥森町三丁目56  |                 |
|        | 住所                             | 株式会社ニユーギン    |           | 名古屋市中村区鳥森町三丁目56  |                 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分                         | 型式名          | 製造業者名     | 検定番号             | 有効期間            |
|        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | わくわく探検隊EX2   | 株式会社ニユーギン | 800050           | 平成10年3月31日から3年間 |
| 申請者    | 氏名                             | 株式会社平和       | 住所        | 桐生市広沢町二丁目3014-8  |                 |
|        | 住所                             | 株式会社平和       |           | 桐生市広沢町二丁目3014-8  |                 |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分                         | 型式名          | 製造業者名     | 検定番号             | 有効期間            |
|        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | ワインワインサーキットV | 株式会社平和    | 800055           | 平成10年3月31日から3年間 |

| 雑 報  |  |
|--|--|
| <p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定に基づき、平成10年度第1回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成10年 3月31日</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉</p>  | <p>ア 美容の基礎的技術</p> <p>(ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。</p> <p>(イ) 第2課題 オリジナル・セッティング ノー・パート構成とする。</p> <p>イ 消毒薬の取扱い</p> <p>ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い</p>  |
| <p>1 試験期日</p> <p>(1) 理容師実地試験 平成10年 6月 1日(月)</p> <p>(2) 美容師実地試験 平成10年 6月 8日(月)</p>  | <p>4 受験願書受付期間及び時間</p> <p>平成10年 5月 6日(水)から同月12日(火)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成10年 5月12日(火)までの消印のあるものに限りに受け付ける。）</p>   |
| <p>2 試験会場 鳥取市富安二丁目104-1<br/>鳥取勤労者総合福祉センター</p>  | <p>5 受験願書提出先</p> <p>〒680-0832 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階<br/>財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）</p>  |
| <p>3 試験事項</p> <p>(1) 理容師実地試験</p> <p>ア 理容の基礎的技術</p> <p>(ア) カットインング ミディアム分髪スタイルとする。</p> <p>(イ) シェービング フェイシヤル・シェービング、ネック・シェービング及び顔面処置を含む。</p> <p>(ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。</p> <p>イ 消毒薬の取扱い</p> <p>ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い</p> <p>(2) 美容師実地試験</p> | <p>6 受験手数料及び納付方法</p> <p>受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。</p>   |
|  | <p>7 その他</p> <p>(1) 受験願書等配布場所<br/>財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部</p> <p>(2) 受験願書等配布期間及び時間<br/>平成10年 5月 1日(金)までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 問い合わせ先<br/>財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取支部<br/>電話 0857-29-6086</p> |

正 誤

平成十年三月三日付鳥取県公報第六千九百五十六号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁七

段下

行 後3から十

誤 機械加工

正 機械加工、めつき

頁九

段上

行三

誤 めつき

正 めつき

1級、2級及び3級 (在校生を除く。) 3 級 (在校生に限る。)

15,400円

15,400円

10,000円